

平成十六年四月十四日

第五十八回東京都卸売市場審議会

東京都中央卸売市場

目 次

一 .	開 会	一
二 .	市場長あいさつ	二
三 .	委員の紹介及び幹事の紹介	四
四 .	議 題	五
	（一）会長・会長代理の選出について	
	（二）豊洲新市場の建設について 報告	
	（三）国における卸売市場制度の改正について 報告	
	（四）その他	
五 .	閉 会	三十三

日時 平成十六年四月十四日（水）午後一時五十九分

場所 東京都庁第一本庁舎北塔 四十二階 特別会議室 A

出席者

会 長	高 橋 俊 龍	元東京都副知事
会 長 代 理	大 森 國 裕	（財）東京都弘済会理事長
委 員	石 井 義 修	東京都議会議員
〃	上 原 征 彦	明治大学大学院グローバルビジネス研究科教授
〃	鈴 木 恒 年	足立区長
〃	関 本 幸 也	東京都水産物卸売業者協会会長
〃	立 石 晴 康	東京都議会議員
〃	林 知 二	東京都議会議員
〃	渡 辺 康 信	東京都議会議員
幹 事	森 澤 正 範	東京都中央卸売市場長
〃	石 川 俊 一	東京都中央卸売市場管理部長
〃	岸 信 子	東京都中央卸売市場調整担当部長
〃	井 戸 秀 寿	東京都中央卸売市場新市場建設担当部長
〃	上 田 良 治	東京都中央卸売市場参事（市場政策担当）
〃	松 村 進	東京都中央卸売市場参事（新市場建設技術担当）
〃	後 藤 正	東京都中央卸売市場参事（新市場建設調整担当）
〃	高 津 満 好	東京都中央卸売市場事業部長
〃	山 崎 俊 一	東京都都市整備局都市基盤部長

第五十八回東京都卸売市場審議会

午後一時五十九分 開会

一、開 会

○野口書記　それでは、大変長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、東京都卸売市場審議会を始めさせていただきます。

本日は、委員の皆様方には大変お忙しいところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。申し遅れましたが、私は本年四月一日付で市場政策課長を拝命し、当審議会の書記を仰せつかっております野口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、会議に先立ちまして、定足数の確認をさせていただきます。本審議会は、東京都卸売市場審議会条例第七条によりまして、委員の半数以上の出席により成立することとなっております。審議会委員の定数十五名中、ただいま九名の方々の出席をいただいております。したがって、定足数を超過しており、有効に成立しておりますので、審議会を始めさせていただきます。

なお、本日は、横山委員、福田委員、川島委員、川田委員、土屋委員、高島委員、六名の委員が所用のため欠席されております。

次に、開会に先立ちまして配付資料の確認をさせていただきます。本日の審議会の資料は、すでにお手元に配付してございます。順に、「会議次第」「委員名簿」「幹事・書記名簿」「座席表」「審議会条例」「第五十八回東京都卸売市場審議会 資料一・資料二・資料三・資料四」及び「参考一・参考二」としてございます。お手元がない場合、お申し出いただきたいと思います。よろしいでしょうか。以上、資料の確認でございます。

さて、本年二月に審議会委員の改選がございました。今回は、改選後初めての審議会でございますので、東京都卸売

市場審議会条例第五条の定めるところに従いまして、後ほど皆様の互選によりまして会長職の選出をお願いすることとなっております。それまでの間、大変恐縮でございますが、当審議会の幹事でございます上田市場政策担当参事が進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

- 上田幹事 ただいまご紹介を賜りました中央卸売市場管理部市場政策担当参事の上田でございます。皆様に会長をお決めいただくまでの間、僭越ではございますが、私が進行役を務めさせていただきます。

それでは、お手元に配付してございます次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

始めに森澤市場長よりごあいさつを申し上げます。

二、市場長あいさつ

- 森澤幹事 市場長の森澤でございます。本日は、第五十八回の東京都卸売市場審議会に、お忙しい中ご出席を賜りまして大変ありがとうございます。本日は、委員改選後の初めての審議会となりますので、会長及び会長代理のご選出をお願いいたしますとともに、議案といたしまして「豊洲新市場建設について」及び「国における卸売市場制度の改正」の二件につきましてご報告申し上げる予定でございます。

豊洲での新市場建設につきましては、平成十五年五月に開催いたしました前回の当審議会におきまして豊洲新市場基本構想についてご報告させていただきました。現在、この構想を踏まえまして豊洲新市場基本計画の策定を進めているところでございます。基本計画の具体的な内容を検討するために、東京都と築地市場業界の代表者で構成いたします新市場建設協議会及びそれぞれの実務担当者を含めました新市場基本計画懇談会が設置されておりまして、その協議の場で豊洲新市場の施設の配置、取扱規模、物流システム、整備手法などにつきまして現在、検討を重ねているところでございます。基本計画につきましては、本年の七月を目途に最終的に取りまとめをする予定でございます。本日は、現在までの経過についてご報告申し上げまして、委員の皆様のご意見を賜るものでございます。

また、「卸売市場制度の改正について」でございますが、国は現在、商品提供機能の強化などを内容といたします規

制緩和、また、商物分離取引の拡大や市場の再編等による低コスト流通の実現、また、品質管理の徹底によります食の安心・安全の確保などを内容といたします卸売市場法の改正案を今国会に提出しているところでございます。これによりまして、卸売市場を生産・消費両サイドの期待にこたえられる安全・安心で効率的な流通システムへと転換して、卸売市場の活性化を図ろうとするものでございます。

この改正法案は参議院先議ということで、四月九日に参議院の本会議で可決されまして、同日、衆議院に送付されております。法案が成立いたしますと、東京都は平成十六年度中に業務規程の改正手続を終える必要がございます。また、国では一年前倒しをいたしまして、卸売市場整備基本方針及び第八次中央卸売市場整備計画を策定することになりますので、東京都におきましても、第八次東京都卸売市場整備計画を平成十七年度中に策定する必要が出てまいります。

本日ご報告申し上げます「豊洲新市場建設」と「卸売市場制度の改正」につきましては、いずれも東京都における中央卸売市場の機能を強化し、今後とも生鮮食料品を安定的に供給していく基幹システムとしていくためにも大変重要な事業であると考えております。当審議会の委員の皆様方には、これらの事業に対するご意見を賜りますとともに、今後の事業の運営につきましても引き続きご指導・ご鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上、甚だ簡単ではございますが、開会に当たりましてごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

三、委員の紹介及び幹事の紹介

○上田幹事 続きまして、今回新しく委員にご就任いただきました皆様をご紹介します。

鈴木委員でございます。

○鈴木委員 足立区の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

○上田幹事 立石委員でございます。

○立石委員 立石です。よろしくお願いいたします。

- 上田幹事 なお、今回新たに委員に就任されました横山委員及び高島委員におかれましては、本日、欠席されております。
また、前期より引き続き委員をお願いしてございます皆様につきましては、誠に恐縮ではございますが、時間の関係も
ございますので、お手元にお配りしてございます委員名簿をもちましてご紹介に代えさせていただきます。
続きまして幹事でございますが、前回の審議会以降の人事異動に伴いまして変更がございますが、お手元にお配りし
ております幹事・書記名簿をもちまして紹介に代えさせていただきます。

四、議題

(一) 会長・会長代理の選出について

○上田幹事 それでは、次に会長の選任をお願いいたしたいと存じます。

本審議会の会長職につきましては、東京都卸売市場審議会条例第五条の規定によりまして、委員の皆様の互選により決定されることとなっております。よろしくお願い申し上げます。

それでは、どなたかご推薦いただければ幸いに存じますが。

どうぞ、関本委員。

○関本委員 誠に僭越ではございますが、委員の関本でございます。前期に続きまして大変ご経験も豊富でおられますし、元副知事もお務めになられました高橋委員にぜひともまた会長をひとつお引き受け願いたいと、かように思うわけでございますので、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○関本委員 では、ひとつよろしくお願いいたします。

○上田幹事 ただいま関本委員からご提案のございました高橋委員に会長をお願いすることにつきまして、「異議なし」とのお声がございました。高橋委員、よろしゅうございましょうか。

○高橋委員 はい、承知いたしました。

○上田幹事 それでは、皆様のご推薦及びご本人のご承諾がございましたので、高橋委員に会長職をお願いすることとします。ありがとうございました。

それでは、高橋会長、早速ですが、会長席のほうへお移りいただきたいと存じます。

〔高橋会長、会長席に着席〕

○上田幹事 それでは、会長が決まりましたので、私の進行役はこれで終わらせていただきます。今後の議事進行につきましては、高橋会長、どうぞよろしくお願い申し上げます。

- 高橋会長 ただいま会長にご推薦を賜りました高橋でございます。就任に当たりまして一言ごあいさつを申し上げたいと存じます。

近年、中央卸売市場を取り巻く環境は大きく変化しております。消費者のライフスタイルの変化や流通スタイルの多様化などにより卸売市場経由率が低下するなど、生鮮食料品の流通環境は急激に変化しているところであります。このような状況下で卸売市場の機能や競争力を強化し、今後とも生鮮食料品流通において中央卸売市場が基幹的役割を果たすことができますようにするためには、開設者としてどのような取り組みが必要か問われているところであります。

本日の議題であります「豊洲新市場建設」及び「国における卸売市場制度の改正」については、いずれもこの課題に対する国及び東京都の取り組みにかかわる重要な事項であると考えております。

こういった時期に会長職を引き続きお受けするわけでございます。皆様方のご協力を得まして審議がよく尽くせるように取り組んでまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げたいと存じます。

さて、それでは、会長の職務代理者を選任させていただきたいと思いますが、条例によりまして会長が指名することになっております。恐縮でございますが、私からご指名をさせていただきたいと存じます。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 高橋会長 それでは、お忙しいところを大変ご苦勞に存じますけれども、大森委員にお願いしたいと存じます。いかがでしょうか。

〔大森委員の「受諾」の声あり〕

- 高橋会長 それでは、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

〔大森会長代理、会長代理席に着席〕

- 高橋会長 それでは、早速でございますが、大森会長代理から一言ごあいさつをお願いしたいと思います。
- 大森会長代理 大森でございます。ただいま会長代理をご指名いただきました。極めて重責を担うことになりました。大変微力ではございますけれども、皆様方のご協力をいただきまして会長を補佐してまいりたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

○高橋会長 どうもありがとうございました。

(二) 豊洲新市場の建設について 報告

○高橋会長 それでは、お手元に配付してございます次第に従いまして会議を進めてまいりたいと存じます。

報告事項については、二件でございますが、続けて事務局から説明をお願いしたいと思います。その後に、それぞれについて質疑を行いたいと存じます。

まず、一つ目の議題につきまして事務局から説明をお願いします。どうぞ井戸幹事。

○井戸幹事 それでは、「豊洲新市場の建設」につきましてご報告申し上げます。

お手元の資料一をご覧くださいと存じます。一ページをお開き願います。基本計画の検討経過でございます。

検討状況につきましては、昨年五月十三日の当審議会でご報告いたしました豊洲新市場基本構想を踏まえまして、昨年七月より東京都と築地市場業界団体代表とで構成いたします新市場建設協議会を二回、新市場基本計画懇談会を十四回、それぞれ開催いたしまして協議を行いました。また、基本計画策定の参考とするため、学識経験者等からの意見聴取を行っております。また、関係区や関係団体への情報提供につきましても、適宜行ってまいりました。

当面のスケジュールでございますが、今後は本年七月に豊洲新市場基本計画を策定いたしまして公表する予定でございます。

二ページをお開き願います。建設予定地の概要でございます。予定地の位置及び規模でございますけれども、区画整理事業完了後の江東区豊洲六丁目の五、六、七街区で、市場施設用地は約三十七・五ヘクタールでございます。周辺環境でございますが、図に表示されておりますけれども、豊洲地区は都心の東南部、東京湾エリアの中心に位置して、銀座・築地地区、あるいは晴海地区、さらには臨海副都心地区に隣接しております。

三ページをご覧ください。交通環境でございますが、南北に都心と臨海副都心を結ぶ晴海通り及び環状二号線が、東西に補助三一五号線が整備されます。また、東京臨海新交通ゆりかもめが有明駅から延伸され、地下鉄有楽町線豊洲駅

と接続いたします。立地特性といたしましては、豊洲地区は消費地でございます既成市街地の外周地域にございまして、交通条件が良好であることなど、新市場建設に不可欠な条件を満たしていると考えてございます。

四ページは、建設予定地の地図でございます。上方に築地市場、下のほうに約二・五キロぐらいでございますけれども、豊洲新市場の建設予定地でございます晴海豊洲地区でございます。後ほど詳しくご覧くださるようお願いいたします。

五ページをお開き願います。基本計画の検討内容でございます。一の「新市場が果たすべき機能等」でございます。六項目に整理し、検討を行っております。第一の項目は、「効率的な流通システム」でございます。搬入から搬出までの一貫した物流システムを構築するための方策として、取引形態の変化ですとか、あるいは荷の流れに対応した施設配置を行うこと、また、次のページ、六ページになりますが、作業やシステムの共同化・一元化を検討してございます。また、流通を支える情報システムといたしまして、商取引ですとか物流管理システム、あるいは車両・駐車場管理システムを検討してございます。

七ページをご覧ください。第二の項目は「安全・安心の市場づくり」でございます。食の安全・安心を確保することは、卸売市場の必須条件であることから、新市場におきましては、H A C C P 的視点に立ちました施設整備や体制づくりを行うことといたしてございます。具体的には、閉鎖型で温度管理された衛生的な施設の整備を行うことと、衛生保持のためのマニュアルの整備などの安全確保のための体制づくりについて検討を行っております。

八ページをお開き願います。第三の項目といたしましては、「顧客サービスの充実」でございます。新たな顧客サービスといたしまして、買い回り動線の確保などを視野に入れました施設整備を行い、買出入の利便性の向上を図ること、また、開業を目指します小売店に対するリテールサポートの体制の充実などに努めてまいります。また、多様化します顧客ニーズに対応するため、加工・パッケージ施設の整備など、付加価値機能の充実について検討してまいります。

九ページでございますけれども、第四の項目でございますが、「環境への配慮」でございます。豊洲地区につきましては、市街地の周縁でございますので、搬出入車両ですとか、あるいは場内搬送の車両の台数抑制を図りまして排ガス対策を行ってまいります。また、海上輸送への対応や災害時における広域輸送基地として栈橋を活用してまいります。

地域環境への配慮につきましては、周辺への騒音や振動の遮断、屋上緑化、光害対策がメインと見えています。

十ページをお開き願います。廃棄物対策といたしましては、リサイクル率の向上を図り、バイオマス化ですとか、あるいはエネルギーへの転換を図ってまいります。これらの具体策につきまして検討を行っております。さらに、太陽光発電等の自然エネルギーの活用や雨水利用などの省資源・省エネルギーの対策につきましても検討しております。

十一ページをご覧ください。第五の項目は、「景観への配慮」でございます。地域のまちづくりや景観に配慮した市場の実現のため、五街区から七街区、さらには六街区へと連続する回遊動線を確保するなど、水際線の整備の検討を行っております。また、緩衝緑地ですとか、あるいは屋上緑化を推進することを検討しております。

十二ページをお開き願います。第六項目、最後の項目でございますけれども、「千客万来の市場づくり」でございます。市場ならではの「食」をキーワードとした、新しく開かれた市場の賑わいを創出するための機能の導入を図ることとし、食文化の継承、景観の形成、観光拠点の創造、さらには産業の振興の四つの柱を中心に、食を中心とした賑わいの都市観光施設づくりを検討しております。なお、これらの機能の実現のための施設開発につきましては、定期借地権方式などを利用して民間活力による効率的な施設整備運営を図るものとし、開発手法につきまして、今後検討を進めてまいります。

十三ページをご覧ください。大きな二項目の「施設計画」でございます。基本的な考え方でございますが、効率的な物流を実現するため、主要な流通機能を水産物部・青果部の部門別に配置すること、また、新たな機能に対応した施設を設置すること、これにつきましては首都圏のハブ市場としての機能を発揮するため、転配送センターを新たに設けることといたしました。また、円滑な車両動線の確保といたしまして、入退場時に車両の管理や誘導を行うため、入口にゲートを設けるなどをしてまいります。またさらには、市場利用者の利便性に配慮した施設配置を行ってまいろうと考えてございます。さらには、最後でございますけれども、将来の流通変化に柔軟に対応して、施設機能の更新ですとか増改築が容易にできるように発展余地を確保することを考えております。こうした五つの観点から施設計画について検討を行ってございます。

十四ページをお開き願います。ゾーニングでございます。流通ゾーンにつきましては、五街区・六街区・七街区の三

街区に対応して、水産物・青果物等の配置などを行ってまいります。景観ゾーンといたしまして、六街区の護岸沿いに東京の海の玄関にふさわしい景観を確保したいと思っております。また、賑わいゾーンでございますけれども、六街区の環状二号線沿い及び五街区のゆりかもめの二駅を結ぶ軸に沿って設置してまいります。

十五ページをご覧ください。「民間活力の導入」でございます。市場建設に当たりましては、国及び都の方針ですが、それぞれ卸売市場の効率的な施設整備のためのPFIの導入の推進ですとか、あるいは豊洲新市場整備に当たりましては「PFIなど民間活力を活用した手法の積極的導入を図る」とされております。これらを踏まえまして、新市場におきましても民間事業者との役割分担を明確にした上で、民間活力の積極的な導入を図ることといたしまして、導入手法といたしまして、定期借地権方式とPFI方式につきまして対象施設あるいは導入の効果などにつきまして検討を行ってまいりたいと考えてございます。

以上、簡単ではございますが、豊洲新市場の建設につきましてご報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

- 高橋会長 ありがとうございます。以上、井戸幹事から豊洲新市場の建設についての内容説明を承ったわけでありまして。ご質疑等については、後で一括してお願いいたします。

（三）国における卸売市場制度の改正について 報告

- 高橋会長 続きまして、二つ目の議題につきまして事務局から説明をお願いしたいと思います。「国における卸売市場の制度の改正について」の内容説明であります。どうぞ。
- 上田幹事 それでは、「国における卸売市場制度の改正」について、その概要をご報告申し上げます。お手元の資料二をご覧くださいと存じます。

「一 改正の趣旨」でございます。まず、今回の改正は、先ほど市場長のごあいさつの中にもありますとおり、商品提供機能の強化などを内容とする規制の緩和、商物分離取引の拡大や市場の再編等による低コスト流通の実現、品質管

理などの徹底を図ることによる食の安全・安心の確保、この三点を改正の軸に置き、卸売市場を生産サイド、消費サイド両面の期待にこたえられる、安心・安全で効率的な流通システムへと転換を図ることをその目的とするものでございます。

次に、「二 国が改正を検討している事項」についてでございます。要約して申し上げますと八項目にわたってございます。順次ご説明申し上げます。

まず第一は、「商物一致規制の緩和」でございます。現行は商物一致を定め、卸売市場内へ現物を搬入し、販売するものとし、卸売業者が市場外において生鮮食料品等の販売を行うことを禁止してございますが、これからは、卸売業者が開設者の承認を受けた場合には、電子商取引、いわゆるＩＴ取引の一部導入による商物分離取引を認めるものであります。

次は、「卸売業者、仲卸業者の取引規制の緩和」でございます。まず、卸売業者が仲卸業者や売買参加者以外の者へ販売する、いわゆる第三者販売を認めることとなります。加えて、仲卸業者が卸売業者以外の者から仕入れる、いわゆる直荷引きも認められます。さらに、現行では卸売業者の集荷は受託集荷が原則となっておりますが、今後は買付集荷を全面的に認めるものでございます。

次は、「取引情報公表の充実」でございます。これは、取引の透明性の向上を図る観点から、商物分離取引や第三者販売取引など、取引形態が変わることから、市場内外における取引に関する情報などについて、その公表の充実を図るものであります。

次は、「卸売手数料の弾力化等」でございます。これは、業務規程いわゆる条例で卸売手数料を定めなければならない現行の仕組みを廃止するものであります。ご承知のとおり、現行の卸売業者の販売に伴う卸売手数料は、野菜で八・五％、果実で七・〇％、水産物で五・五％、食肉で三・五％、花きが九・五％というように定められてございますが、今後は卸売業者がその果たす機能やサービスに見合った手数料を定めることを可能とするため、全国一律に料率が設定されている現行の仕組みを平成二十一年四月一日以降にはこれを廃止するものでございます。これに伴って、卸売業者が出荷者へ支払う出荷奨励金、買受人に支払う完納奨励金も卸売手数料の弾力化の時期に合わせ、承認制の廃止をする

ものでございます。

次は、「卸売業者、仲卸業者の経営体質の強化」でございます。仲卸業者の経営に関し、その自己管理のための目安となる財務基準の設定及び経営が悪化した場合に早期改善措置を講じていくための仕組みを業務規程で定めるものでございます。また、卸売業者・仲卸業者の業務内容の多角化と申しますのは、これら業者の経営体質の強化を図るため、現在禁止されている市場外での販売に関する規制を廃止するとともに、卸売業者、仲卸業者の兼業業務等に関する届出制も同様に廃止するものでございます。

次は、「食の安全・安心の確保への対応」でございます。食の安全・安心に対する国民の要請に対応して、卸売市場段階における安全性の確保を強化するため、売場の低温化などによる品質管理の高度化のための措置を、国は卸売市場整備方針に定めるものでございます。

次は、「卸売市場の効率的な整備・運営」についてでございます。卸売市場の適正配置、市場の再編整備の検討でございますが、国は市場の再編整備に関する事項を卸売市場整備基本方針、中央卸売市場整備計画及び都道府県卸売市場整備計画の記載事項に位置づけることとしております。また、卸売市場における管理運営業務の民間委託の検討は、昨年改正されました地方自治法により卸売市場の管理・運営事項の民間委託化を推進するための方策を検討するものでございます。

次は、「業務規程認可手続の簡素化」でございますが、国は開設者が条例を定めるに当たり、認可事項の限定と認可手続の簡素化を図るとしてございます。

また、下段の「三 改正に向けたスケジュール」についてでございます。現在、国は卸売市場法の改正を進めており、今期第百五十九通常国会へ改正法案を提出しております。この法案につきましては、四月八日、木曜日の参議院農林水産委員会において賛成多数で可決され、あわせて附帯決議が全会一致で可決されました。その後、四月九日、金曜日に行われました参議院本会議におきましても賛成多数で可決され、現在、法案は衆議院へ送付されてございます。お手元に配付されております参考一、参考二は、卸売市場法の一部を改正する法律案に関する附帯決議の写し及び国会に提出された法律案の参考資料であります。内容につきましては、後ほどご参照賜りたいと存じます。また、卸売市場法の改

正後、法案の成立後でございますが、卸売市場を開設しております各都市は、業務規程いわゆる条例を改正することとなります。したがって、東京都におきましても、平成十六年度中に現在の中央卸売市場条例を改正することとなります。さらに、国は今回の法改正を踏まえ、一年前倒しで平成十七年四月には中央卸売市場整備計画の策定を予定しております。これを受けまして、東京都におきましても、第八次東京都卸売市場整備計画を平成十七年十月を目途に策定することとしております。なお、次の資料三につきましては、ただいまご説明申し上げました内容の詳細を記載したものであり、後ほどご覧いただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが、国における卸売市場制度の改正について、その概要に関する報告とさせていただきます。

○高橋会長 どうもありがとうございました。

ただいま、事務局から「豊洲新市場の建設について」及び「国における卸売市場制度の改正について」のご報告がありました。

それでは、まず、最初の「豊洲新市場の建設について」何かご意見、ご質問のある方は挙手してください。どうぞ、立石委員。

○立石委員 ただいま「豊洲新市場の建設について」のご報告をいただきましたので、幾つか質問させていただきたいと思いますが、新しい市場の整備に当たりましては、国庫補助金や企業債を充てることとなると思いますが、都債現在高がご案内のとおり十三兆七千億円、市場における起債残高が八百九十億円になることであります。都財政は厳しい状況にあり、整備を効率的・効果的に行うためには、民間資金、そのノウハウの活用による整備が大変重要であると考えられます。都において、今年度より稼働を始めた一例であります下水道局の森ヶ崎水再生センター常用発電事業においてＰＦＩの制度を活用したことでありますが、そこで新市場建設に当たっての民間資金・ノウハウの活用方法、特にＰＦＩによる整備についてお伺いしたいと思います。

始めに、ＰＦＩの手法を導入した場合の効果、意義をどのように考えておられますか。また、他の県でのＰＦＩ導入の事例につきましてもお伺いさせていただきたいと思います。

○ 高橋会長 ありがとうございました。事務局、どうぞ。

○ 井戸幹事 最初の P F I を導入した場合の意義でございますけれども、卸売市場施設整備等におきまして、P F I を活用するメリットといたしまして、民間事業者の経営能力ですとか技術能力を活用することによりまして、より効率的な整備が行われること、また、維持管理のノウハウですとか、あるいは施設のライフサイクルコストの削減が図れることなど、事業の効率の向上が図れることが一点でございます。また、予算の制約がないことから、事業の早期着工でございますとか、あるいはきめ細かいサービスによります利用者の利便性の向上などが挙げられると思います。

また、他の市場の例でございますけれども、神戸市中央卸売市場の青果・水産の市場でございますけれども、これにつきまして、老朽化した建物の建て替えということで関連常設棟ですとか、加工施設ですとか、あるいは駐車場など、延べ約四百ヘクタールの整備につきまして P F I 事業の実施方針をこの二月に出しております。事業方式につきましては、民間事業者が施設の設計、建築を行った後、市に施設を引き渡し、事業期間を通して施設の運営及び維持管理を行う、いわゆる B T O 方式とされております。

事業期間につきましては、設計、建設、それから維持運営におきまして二十九年間とされております。

○ 高橋会長 よろしいですか。どうぞ。

○ 立石委員 国におきましては、市場施設の建設については P F I を導入しなければ国庫補助の対象としないという方針が出されていると聞いておりますけれども、現在、国の動向はどうなっておりますか。

○ 井戸幹事 国におきましては、市場施設の効率的な整備を図るという観点から、大規模施設の新設を行う場合に、P F I により事業を実施するものでない限り、原則として国の事業として採択しないとしてございます。つまり、P F I による事業実施を国庫補助の要件とする方針を出しております。また、都におきましても、第二次都庁改革アクション・プランにおきまして豊洲新市場整備に当たりましては P F I など民間活力を活用した手法の積極的導入を図るとしてございます。

○ 高橋会長 よろしいですか。それでは、ほかに何か。関本委員、どうぞ。

○ 関本委員 では、お許しいただいて、少し現状を、私のほうの現場というか、実際に携わっております者から少し報告さ

せていただきたいと思います。

いろいろとご説明をいただいたとおりでございますけれども、私ども築地市場業界といたしましても、昨年五月に公表されました新市場基本構想に基づきまして新市場建設協議会とか新市場基本計画懇談会を設けまして、延べ十六回にわたりましてそれぞれのゾーンの決定などにつきまして協議いたしておりまして、施設計画、物流基本法、安全・安心などのシステムを業界と行政との割当分担などにつきまして幅広く精力的に協議を重ねてまいっているわけであります。

ご承知のとおり、まず基本計画、基本設計、実施設計と、こういうふうに入っていくわけありますので、まだまだ具体的にどうのこうのといういろいろな問題もあり、そこまでまだ踏み入っておりませんが、何と云ってもこの基本計画は大事なことでありますので、今までの経過を見ますと、まずよく進んできているのではないかと、かように思っているわけでございます。そういうことについて、三点ほど要望させていただきたいと思います。

一つ目は、今後、流通システムや情報システムなど、個別具体的な対応策等を決定する過程におきましては、業界内でも十分な検討をする必要があると思われましますので、そのような期間とか時間などをひとつ取っていただいて、大いに検討させていただくようにしていただきたいと思います、かように思っています。

二つ目は、施設計画を具体化するに当たりましては、これからの取引形態や流通環境が大きく変化することが予想されますので、そういったことに対応できるような余裕のある施設計画とするようお願いいたしたいと、かように思います。現実には豊洲地区にも数回お邪魔をいたしまして拝見いたしておりますけれども、何か建物が大きくて余裕のある土地が少ないような感じもいたしておりますので、その点も今後、基本設計に当たっては考慮してやっていただきたいと思います、ということでございます。

三つ目は、市場の名称でありますけれども、きょうもここに書いてありますのは「豊洲市場」ということで、もう何か決まったように書いてあるわけでありまして、これは仮称ではないかと、かように思っております、市場の名称ということでございますが、「豊洲市場」とは固有の名称ではないと理解しております、新市場の名称につきましては業界としても検討いたしたいと考えておりますので、そうした点につきましてもご配慮をお願いしていただきたいと思います。

例えば、きょうのこの説明書の中にも出てまいりましたが、その上に「仮称」とか何とかということをつけていただければ大変いいのではないかと、かように思っています。ご承知のとおり、築地市場は国内のみならず、「世界の築地」として親しまれております。そういったことも考慮に入れられまして、二十一世紀にふさわしい名称としていただきたいと、かように思っているわけでございます。以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。ただいまのお話の質問あるいはご要望について、よろしいですか。井戸幹事。

○井戸幹事 それでは、関本委員の三点の要望につきまして若干述べさせていただきます。

一点目の市場業界における検討時間の確保でございますけれども、新市場建設につきましてはできる限り早期の開場を目途として取り組んでおりまして、その点では、時間的には限られてございますけれども、市場業界の検討ですとか取り組みに十分配慮しながら調整を行って協議を進めてまいりたいと思っております。

また、二点目の流通環境の変化に対応して余裕のある施設をとということでございますけれども、施設計画につきましては、初期投資をできる限り適正なものとしまして、当初はコンパクトで効率的な施設整備を行ってまいりまして、また、その後の将来の流通環境の変化にも対応できるような施設計画としたいと考えてございます。

三点目の新市場の名称でございますけれども、もちろん「豊洲新市場」という名称は固有の名称ではございませんで、仮称でございます。基本的には、名称につきましては今後の計画の進捗に応じまして、適当なしかるべき時期にその名称の選定の方法も含めまして検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

○高橋会長 それでは、お待ちかねでした石井委員、お願いします。

○石井委員 きょうは、豊洲市場の報告がありましたけれども、他にも東京都の中央卸売市場はたくさんあるわけでありまして、そうした他の市場の整備は今後どう考えるのかお尋ねいたします。

○高橋会長 どうぞ、上田幹事。

○上田幹事 ご指摘のとおり、東京都には中央卸売市場が十一市場ございます。先ほどもご説明申し上げましたとおり、今年度、第八次東京都卸売市場整備計画の策定作業に着手し、来年、平成十七年十月にはその計画をまとめる予定としております。豊洲市場以外のそれぞれの中央市場についての整備につきましても、それぞれの業界関係者などの意見など

を踏まえ整備計画を策定してまいりたいと考えております。

- 石井委員 これは実は板橋の市場関係者からぜひとも言っていたきたいというお話があったものだから、お話しするわけではありますが、現在、板橋は青果、花きを取り扱う広域流通拠点として非常に元気で頑張っているわけであります。さまざまな中央卸売市場として必要な整備をぜひともしっかりやっていただきたいと。第八次東京都卸売市場整備計画の中に、ぜひとも私たちの声を聞いて対応していただきたいという声がありましたので、見解を伺います。
- 高橋会長 はい、上田幹事。
- 上田幹事 板橋市場における施設整備につきましては、今後の市場流通の変化、取扱量の見込みなどを踏まえまして、関係者の意見も伺いながら検討してまいります。同様に、板橋市場も含めた市場全体の活性化につきましても、先ほど来申し上げております第八次東京都卸売市場整備計画を策定する中で検討してまいりたいと考えております。
- 石井委員 私は、墨田区でありますので、葛西市場なのですが、大田市場ができて、今度新しい豊洲市場ができて、だんだん葛西市場にぐうっと寄ってくる。今、ここは青果、花きなのでありますけれども、大型店がどんどんできてきて、非常に八百屋さんがピンチになって、かつては七百軒ぐらいあった八百屋さんが、今は五百軒ぐらいになってしまって、非常に困っていらっしゃるわけですね。ですから、豊洲市場がよくなることはいいのですけれども、その周辺の市場がこけたのではどうしようもないわけでありまして、これまでも発泡スチロールの熔融炉の問題とか、また塩害の問題とか、いろいろあるものだから、ぜひとも葛西市場に対しても豊洲と同じように心を込めて整備していただきたいということをお願いいたします。
- 高橋会長 答弁ありますか。上田幹事。
- 上田幹事 板橋市場以外の葛西市場を取り上げられてのご質問でございます。この第八次整備計画の中では、委員ご指摘のような中に、それぞれの市場が固有の課題を抱えているところでもあり、そのため市場事業にいろいろ影響を受けてくるというような部分もあるかと思えます。したがいまして、そういうふうな点につきましても、十分検討を加えてまいる所存でございます。
- 高橋会長 はい、渡辺委員どうぞ。

○ 渡辺委員 基本計画についての報告がありましたけれども、その内容についてはまだ具体的なものではないということで、次の審議会ということになるのかなと思います。そこで、一つだけ申し上げておきたいと思うのですが、その前に、私は中央卸売市場の豊洲移転には反対だということを再度申し上げておきたいと思います。

それでは申し上げますが、中央卸売市場の建設問題で P F I を活用する方向が色濃く出されているという問題です。中央卸売市場は、莫大な費用がかかると思います。話によると、設計から工事までという話ですが、二割、三割安くなるというようなことも言われておりますけれども、その単価でやれると言うならば、その単価で競争入札でやればいいと思いますし、何も P F I でやる必要は全くないと私は思います。

それからもう一つは P F I ですが、普通、財源がないということから、お金がないということで、例えば二十年平準化するとか、月賦で支払っていきましようということが一般的な考え方だと思うんですね。しかし、そういうことを考えた場合に、豊洲のこの市場ということになりますと、莫大なお金がかかる。しかも、どれぐらいの年月で最終的には東京都に引き渡されるのかわかりませんが、いずれにしても二十年間スパンということだけ考えても、相当なお金が余計にかかると思います。

例えば、その一つの例を申し上げたいと思うんですが、水元の青年の家が廃止されまして、ユースプラザということになりました。このユースプラザは P F I でやりましたけれども、本体の建設ということで言えば四十億円弱ですよ。ところが二十年間の管理運営、こういうものも含めて最終的に東京都が引き取るその支払ったお金が幾らかというと百六十億円なのです。こういうことになるわけですね。ですから、豊洲で莫大なお金を使って建設して、さらにまた長期のいわゆる管理運営というものがやはりその企業がつということになったら、本当に莫大なものになると思います。

そこで、P F I でやるというよりも、むしろ市場は、今や一般会計に貸し付けているお金も含めると二千億円以上のお金を保留していると思うんですね。ですから、そういうことから言っても、私は P F I で取り組むことは大きなむだ遣いにならざるを得ない。そういうことをあくまでもやるということは、やはり大企業のもうけの場を提供するだけだと私は思いますので、したがって豊洲での市場開設、これをどうしてもやるというのならば、P F I でやるべきではないと強く申し上げておきたいと思います。以上です。

○ 高橋会長 井戸幹事。

○ 井戸幹事 ただいまの渡辺委員から P F I につきましてのお話を承りましたけれども、基本的に P F I につきましては、単に建設単価だけの比較ということだけではなく、民間事業者のほうで設計段階から関与して、設計、建設そして維持管理、運営を行っていくこと、そしてトータルの中でお金を削減していこうというようなことで P F I 事業に関しては積極的に導入するという話になっていると思っております。

また、公共主体が直接に事業を実施するよりも、民間活力を利用するほうが効率的かつ効果的に公共サービスが提供できるというようなことが期待できる場合、基本的にはバリュー・フォー・マネーといえますか、お金に対しての効果が、公共がやるときよりも民間がやるときのほうがあると判断された場合に P F I を導入するというふうになってございますので、そういったような渡辺委員の心配につきましては、現在ではご懸念には及ばないとは思っております。

また、民間の活力につきましては、現在、大田市場でございますけれども、大田市場で花き部の施設につきまして定期借地権方式で保管倉庫ですとか、あるいは輸送関係の倉庫ですとか、ああいったものを現に整備しておりまして、大変業界の方々には喜ばれています。こういった実績もございますので、基本的には豊洲市場につきましては民間活力を導入したいとは思っております。

○ 高橋会長 よろしいですか。それでは、林委員。

○ 林委員 済みません、質問はしないということだったのですけれども、先ほど石井先生がお話しした部分で、ぜひ豊洲の新市場が、ここに文言で書かれておりますようにすばらしい市場をつくっていこうということだろうと思います。そういう英知がとおりであるならば、今現在稼働している市場に対しても、ぜひいろいろな配慮をしていただきたいと思っているのです。

例えば、築地をとってみれば、今、仲卸の業者が非常に苦戦しているという話を聞いています。恐らく七割ぐらいの業者が赤字経営だというような話も耳に入っているのですけれども、それを放置するということではなしに、休市日のあり方だとか、それから現場で聞くと、「もっと商売したいんだよ」という声が結構あるんですよね。そういうことに対する考え方だとか、あるいは、今は一般の消費者は中へ入って買えませんよね。場外では買えますけれども。週に一

回とか月に二回とか、一般の消費者も中で、時間的なあれも工夫するなりして買えるようなことも考えてもいいのではないかなと思うんです。

というのは、今の一般の消費者はデパートや何かへ行くとわかるだろうと思うんですけれども、例えば西武デパートなどは五時になると、食品のフロアはめちゃくちゃ安くなるのですね。半値だとか、あれだと三割ぐらいで売っていたりとか。そういうのを目指して、共働きの方などは特にそうだと思うんですけれども、買ってきちゃうんです。ですから、一般の町場の小売店舗はほとんど売れなくなっているというのは、そういうところにも原因があるだろうと思うんですね。

そういう意味でも、今お話しした市場の中の購入の形態を少し変えてもいいのではないかといつも思っております。ぜひ、感想があれば言っていただきたいと思いますし、もう一つ、今、東京都も食品安全条例をつくったところですが、安全・安心という言葉はもう非常に飛びかっていますよね。ただ、行政の姿勢が一貫していないような感じが私は非常にしているのですが、それはBSEが日本で出たときには、検査をしていない牛肉すべて、冷凍も生肉も廃棄しましたよね。間違いのないと思うんですけれども。

ところが、今度アメリカで出たときは、皆さんもよくご存じのように最後の吉野家の牛丼一杯まで報道していたんですよ。あれは冷凍は対象になっていなかったのだと思うんですね。その辺はいつも腑に落ちないので、機会があったら聞きたいと思っていたのですけれども、その辺ももしわかれば答弁していただきたいし、今でなくても結構ですから、通告していませんでしたので、お願いします。

○高津幹事　私からは、仲卸業者の経営問題といいますか、ご指摘いただいた点についてご答弁申し上げたいと思います。

先ほど、林委員のお話の中に七割ということでございますけれども、今の仲卸業者さんの赤字業者数は四割でございます。決して少なくはないのですけれども、四割という状況でございます。その中で、いろいろ経営指導等を含めて現状の中でいろいろな支援策を講じております。ただ、それが必ずしも十分ではないといえますか、今の取引状況、流通環境の中で必ずしも成功していない部分もございますので、これからはいろいろ今回の法改正、後ほど質疑があるかも

しれませんけれども、法改正のメリットを生かして、これからどういう取引形態、あるいはどういうご商売をされたいのか、そういった点についてもいろいろ検討し、ご支援申し上げていきたいと思っております。一応、経営の問題は以上でございます。

○高橋会長 第一の議題についてはよろしゅうございますか、これで。

○林委員 もしできたら、一般消費者に対する開放だとか、休市のあり方も、結局バブルの右肩上がりのときにあの制度を決めたんですね。その辺はどうかなと思うんですけれども。後にしましょうか。

○高津幹事 休市問題につきましては、運営協議会でも議題にさせていただきますけれども、今の考え方といたしましては、今年度十六年の休市問題の際にも、やはり小売さんからは、量販店等が三百六十五日、二十四時間に近い形で営業しているところが多くなっている、それに対して今の市場においては、ほぼ二百七十数日の開市になっておりますけれども、その中では、やはりできるだけ開市日を増やしてほしいというご意見がございます。ただ、我々が今検討しておりますのは、そういった開市日そのものも含めて、それは日数が非常に皆さんの協議の中で大事な課題ではございますけれども、休市日にでも何らかの小売さんへの支援方策といえますか、あらかじめ受注し、それに対して何らかの形で対応できないだろうかと、そういった必ずしも開市日だけの対応でなくて、休市日にどういう形で支援できるだろうかと、そういう点も含めていろいろな観点から検討しております。というのは、開市日になりますと、やはり今度は卸側の経営問題といえますか、コストの問題もございますので、その辺どういう体制でやるのが一番いいのかということは今検討しております。これは、運営協議会のほうの主題でございますので、当審議会においては以上のような説明にさせていただきたいと思えます。

○高橋会長 以上で第一の議題の「豊洲新市場の建設について」はご質問よろしいでしょうか。

それでは、ほかに意見がないようでしたら、続いて「国における卸売市場制度の改正について」のご意見、ご質問をお願いしたいと思います。よろしいですか。

○渡辺委員 この問題について、参議院でこれが通過した、そして今、衆議院で審議に入ろうとしている、こういう状況にあるわけですね。私、いろいろお聞きしたいことはあるのですが、ここでお聞きしたいことは、衆議院でこれから審議

する、どういう答弁が出てくるかがわからない、こういう状況の中で、東京都がそれでこうします、ああします、こうやりましょうという話にはならないと思うんですよね。そういうことで、私は質疑応答というよりも、私はこういう意見を持っていますということを述べさせていただいて、それをやはり関係機関にこういう意見も出たよということを積極的に反映させていただきたいと、こういうことで、意見を申し上げたいと思うんですけれども、よろしいでしょうか。

- 高橋会長 ご要望ということですね。よろしいですか。
- 渡辺委員 いろいろ中身が濃いものですからね。
- 高橋会長 「簡単に」という声がありますけれども、よろしく願います。
- 渡辺委員 いや、出ていますけれども、それなりにやはり言わせていただきたいと思います。

では申し上げますが、まず、卸売市場手数料の自由化問題です。現行法では全国一律で、業務規程により卸売市場手数料は定められています。野菜が八・五％、果実七％、水産物五・五％、食肉三・五％、花き九・五％となっている。これを法改正案では、卸売業者が機能・サービスに見合った手数料を弾力的に徴収できるようにし、五年程度の準備期間を設けて二〇〇九年四月一日から施行するとしております。これについて、日経流通新聞のアンケートを見ましても、全国の卸会社六百四十九社のうち、賛成だと言うのはわずか九十八社、一五％に過ぎません。逆に、反対というのは二百六十三社、四〇％と、自由化の反対の声は非常に強いものがあります。また、現場の声として、意見をどんなに述べても、しゃべらせるだけしゃべらせても全然変わらない、これは手数料の自由化先にありきだと言って、賛成しているのは競争力のある市場だけなのではないかという声が出されているとも言われています。

手数料が自由化ともなれば、卸売市場間、卸売業者間の競争を強め、卸売業者間の格差を一層拡大し、また、地方卸売市場などでは集荷の困難がますます強まる可能性は否定できないと指摘されています。これに対し農水省も、参議院委員会の答弁の中で、「確かに市場間の競争、卸間の競争、それから生産者との関係、いろいろ懸念があるわけでございます」と答え、さらに、「全国一律の手数料を定めている制度は市場のこれだけで、規制緩和の行政全体の計画の中でも弾力化して競争を通ずる活性化を図れということを言われておりまして」云々と答弁しておるわけであります。

全国一律の手数料を定めているのはこれだけだという、それだけの理由で市場問題や経営問題を全く無視して規制緩

和をしるというの、国が音頭をとって中小企業はつぶれても仕方ないのだということと等しいものだと言わざるを得ません。現に卸売業者の収入は、委託手数料が大半を占めています。事業収益の中で青果が八〇・四％、食肉は七九・四％、花きは八七・七％、このように卸売業者の経営はこの手数料の収入に依存しているわけであります。ですから、手数料の引き下げは、業者にとって死活問題になるわけであります。経営体力のない中小の卸売業者は経営を脅かされるのであります。また、集荷競争や品ぞろえで不利になれば、これは買出業者が離れる。そして、経営不振で廃業に追い込まれかねないという重大問題になっているわけです。

この手数料の弾力化問題では、都もよく知っているとおり、農水省は卸売業者が手数料を定めるが、開設者が業務規程で定めることも可能な仕組みとすると考えておりますし、業界は開設者が業務規程等により定めるべきだと考えておりますし、開設者は手数料は自らが定めるべきと、まだまだこの段階でも意見がまとまらない状況で推移しているとも思えます。このような状況のもとで、法案だけが先行していることは由々しい問題と言わなければなりません。

次に、商物一致規制の緩和についてです。その場に存在する物品についての現物取引を原則としている卸売市場取引においては、卸売市場施設内での商的流通と物的流通の結合した取引が原則とされてきました。ところが、予約型先取りや予約相対取引など、市場外流通が広がり、物品が卸売市場を通らないことなどが強まり、せりかけられる物品も少数になるなどの実態が浮き彫りになりました。一九九九年の法改正で、卸売市場の開設区域内であれば、卸売業者が申請した場所での物品の配送を認め、スーパーの配送センターへ産地から直送も可能となりました。今回の法改正では、電子商取引の一部導入による商物分離取引を認めることが明記され、卸売業者が開設区域内外を問わず商物分離取引が全国どこでも、しかもインターネットでの取引が可能となり、産地や輸入業者が直接量販店へ商品を出荷することのできるようになるわけであります。このような取引は、卸売業者の格差をますます拡大するおそれがあります。これが本格化すれば、卸売市場の性格と役割を大きく変質させていくことになるのは明らかではないかと思えます。

次に、卸売業者・仲卸業者の取引規制緩和についてです。卸売業者の第三者販売に対する規制緩和は、大きな卸売業者が大手量販店や外食業者、他市場の系列卸売業者へ仲卸業者を通さないで直接販売の拡大を強化するもので、仲卸業者の営業を圧迫するものとなるわけであります。仲卸業者で直荷引きできるのは、規模の大きい仲卸業者に限られてお

ります。このような取引の拡大は、現行の卸売市場で規定している卸売業者と仲卸業者の機能分担の定めにも反して、この機能分担の垣根を取り払うようなもので、卸売市場制度の根幹を揺るがすものになりかねません。

また、卸・仲卸業者の経営多角化についてですが、今回の法改正案では、卸売業者の事業活動の自由度を高めるため、兼業及び支配関係法人に関する届出制の廃止、自己の計算による卸売禁止条項が削除され、これにより卸売業者の営業の自由が確保され、市場外での関連会社を通じた卸売や外食産業や量販店への直接取引などが一層強まり、卸売市場本体での営業の形骸化が心配されるところであります。また、卸・仲卸業者が直接小売分野に進出することは、零細小売店の営業を圧迫することにつながるものであります。この経営の多角化という点でも、農水省、小売業界、開設者の意見が真っ向から対決しており、一方的に強行すべきではないと考えます。

さらに、仲卸業者の経営体質の強化と称して、開設者は仲卸業者の経営の自己管理の目安となる財務基準を設定し、経営悪化した場合には早期改善措置を講じていくための仕組みを業務規程の中に位置づけるとしています。そして開設者は、悪化した場合には必要な改善措置を命ずることができるともしています。これらの早期改善措置命令などによる安易な統合で廃業に追い込まれることになりかねないと心配する声も強く出されておるわけであります。というのも、最近の流通新聞で報道されましたけれども、仲卸業者の五割強が赤字経営ということだけに、廃業に追い込まれる危惧を抱いているのも当然とも言えるのではないのでしょうか。

これまで、今申し上げたように何点かの法改正案の主な問題点を指摘しましたがけれども、この全面的な法の改正案が実施されれば、中央卸売市場の目的及び役割も形骸化されてしまう事態も否定はできないと考えます。また、今日の卸売市場の取扱高の減少にも歯どめをかけられないばかりか、逆に減少に拍車をかけることにしかないこともまた明白であります。そのことを考えると、中央卸売市場の大規模化の必要性はあるのだろうか、立ちどまって再検討することも必要なのではないかと考えます。

最後に再度申し上げますが、私はこの法律の改正案には反対であります。私が今回指摘しました内容などについては、先ほども言いましたけれども、ぜひ関係官庁、それに農水省、所管委員会にぜひ反映させていただきたいと思います。また、中央卸売市場としても、市場関係者の声をよく聞いて、東京都の声として反映させていただきたいとお願いした

いと思います。そして、法改正案の内容が内容だけに、しかも、市場関係者の半数が反対の立場を表明している段階で法案審議だけが先行することのないよう、法案審議の凍結を強く要求していただきたいことも申し上げて意見とさせていただきます。以上です。

○高橋会長 ほかになれば。ありますか。関本委員。

○関本委員 ただいま渡辺委員からいろいろとご説明いただきました。我々も賛同するところもございますし、いろいろありました。ありがとうございました。

先ほど来、開設者から、「国における卸売市場制度の改正について」ということでこういう一覧表などもお配りいただきましてご説明いただいておりますので、これにつきましてはご覧のとおりでございますが、この真ん中のところでございます「卸売手数料の弾力化等について」ということについて、いささか我々としてもいろいろ申し上げたいことがありますので、ちょっと二、三発言させていただきたいと、かように思うわけでございます。

卸売手数料の弾力化について、自由化という言葉なのでありますけれども、弾力化についてということにつきましては、我々のほうといたしましても、基本的には反対であるという意味の意思表示を行ってまいっております。既に国会では参議院を通過し、卸売市場法の改正は事実として受け入れざるを得ないと考えているわけございまして、衆議院でどうということは私はないだろうと、かように思っています。しかし、卸売手数料の弾力化は、過当競争から卸売業者の経営が疲弊し、集荷力の低下を招いている現在においては、ひいては市場流通そのものが衰退するのではないかと、やはり心配いたしておるわけございまして、弾力化の時期とあわせ、こうした問題に対処するために法律改正案の策定過程の中で、農林水産省に要望してまいりましたことは、卸売手数料については行政が何らかの関与ができる仕組みをとっていただきたいということございまして、その件につきましては、八日の参議院議員の審議会の決定に際しましても、ちょうどそれを私は調べてきたのですが、この中に入っておりますね。参考ということで。これを見ていただくとわかるのですけれども、附帯事項がございます。そこでの四項目のところに、るるいろいろと意見が出ておりますけれども、一番最後の「市場関係者の意向を十分踏まえつつ、円滑な移行が図られるよう留意すること」となっておりますので、この点、東京都としても大いに開設者の意向としましては配慮いただきたいと、かように思っているわけ

でございます。弾力化の時期が五年先ということになっておりまして、一般は来年の四月、弾力化の問題は二十一年の四月ということで、五年先となっておりますが、最近は海外からの委託なども相当増えております。出荷が増加しているものでありまして、卸売手数料については行政の何らかの関与がありませんと、これら流通に対することは大変対応が厳しくなるのではないかと考えておりまして、公正・公明をモットーとする中央市場の公共性が薄れ、失われる懸念があるのではないかと考えているようなわけでございます。どうかその点につきましては、再三申し上げておりますけれども、関与を何かの意味においてもやっていただきたい、とっていただきたいと、かように改めて要望するわけでございます。

なお、出荷奨励金、完納奨励金につきましても、卸売手数料と裏腹な関係にありますので、卸売手数料と同様に引き続き東京都のご指導をお願い申し上げたいと、かように思っております。以上、私どもとしてはこういう法律の成立もでございますので、開設者である東京都に対しまして要望という意味で、きょう、ここに申し上げている次第でございます。よろしくお願いいたします。

○高橋会長 はい、上田幹事。

○上田幹事 ただいまのご要望は、卸売手数料の設定に係る開設者の関与についてということでございます。この卸売手数料の取り扱いにつきましては、先ほど来ご説明してございますが、国は平成二十一年度以降は卸売業者がその果たす機能・サービスに見合った手数料を定めることができるようにする一方、各市場の実態を踏まえ、開設者の判断により開設者が業務規程で手数料の上限や率を定めることも可能な仕組みとするものとしております。

ところで、開設者が料率設定に関与することにつきましては、私どもといたしましては第一に、規制緩和を内容とする市場制度の今回の改正の趣旨に反するものであること、第二に、開設者は合理的な手数料の設定が困難であること、第三に、一開設者が全国に分散する生産・出荷者との卸売手数料率に係る調整を行うことは困難であること、第四に、卸売業者という民間企業の経営の基本にかかわる手数料率を開設者が決定することは適切でないというふうな理由から、基本的には、生産・出荷者との取引の当事者である卸売業者の方々が自らその手数料率を決定することが妥当であると考えているものであります。

しかしながら、この卸売手数料の取り扱いにつきましては、平成二十一年度までの五年間の経過期間が設けられており、この間における卸売業者の方々の例えば第三者販売でありますとか、経営の多角化でありますとか、そうした規制緩和のさまざまな取り組みの効果などを見ながら適切な時期に私ども開設者としても判断してまいりたいと考えているものでございます。

○高橋会長　委員の皆様、よろしいですか。

それでは、この辺で報告事項の質疑、要望等につきましては終了させていただきたいと思います。

いろいろな意見も出されましたけれども、これらの意見につきましては、これからの豊洲新市場基本計画策定や制度改正への対応に当たりまして、十分に反映していただきたいということは申し上げておきたいと思います。

(四) その他

○高橋会長　次に、その他でございしますが、事務局から何か発言はございますか。はい、上田幹事。

○上田幹事　今後の当審議会の審議日程についてご説明させていただきたいと存じます。お手元の資料四をご覧くださいと存じます。

まず、本年七月に当審議会を開催させていただきまして、第八次東京都卸売市場整備計画策定の前提となります東京都卸売市場整備基本方針について諮問させていただきます。それとともに、審議会の中に計画部会を設置させていただきたいと考えております。あわせましてその日は、豊洲新市場基本計画についての報告もさせていただきます。

また、十月の審議会では、東京都中央卸売市場条例改正について、また、来年一月には東京都中央卸売市場条例改正及び卸売市場整備基本方針についての中間報告のご審議をいただくとともに、四月には東京都卸売市場整備基本方針のご答申をいただく予定とさせていただいております。

委員の皆様にはご多用の折、またいろいろご苦勞をおかけすることになるかと存じますけれども、どうぞひとつよろしく願い申し上げます。

- 高橋会長 今後の日程につきましては、以上の説明のとおりでございます。回数も多くてご苦勞をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。具体的な日程につきましては、事務局で十分調整をお願いいたしたいと思ひます。

五、閉 会

- 高橋会長 それでは、よろしいでしょうか。本日は、予定しました議題は終了いたしました。各委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中を長時間にわたりましてご熱心なご意見をいただきましてありがとうございました。これをもって第五十八回東京都卸売市場審議会を閉会といたします。ありがとうございました。

午後三時二十五分 閉会